

承認案第3号

専決処分の承認を求めることについて

地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、
同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求める。

平成21年6月5日提出

天理市長 南 佳 策

専決第7号

専 決 処 分 書

平成20年度天理市老人保健特別会計において、国からの概算負担金等が過少となり決算上歳入不足額が生じたので、この歳入不足を翌年度歳入の繰上充用によって補てんするため、平成21年度天理市老人保健特別会計予算の補正を行う必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年5月27日

天理市長 南 佳 策

平成21年度天理市老人保健特別会計補正予算（第1号）

平成21年度天理市の老人保健特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ7,766千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ25,566千円と定める。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

平成21年5月27日専決

天理市長 南 佳 策

第 1 表 歳入歳出予算補正

1 歳 入

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|-----------|-----------|--------------|----------|--------------|
| 1 支払基金交付金 | | 千円 10,810 | 千円 41 | 千円 10,851 |
| | 1 支払基金交付金 | 10,810 | 41 | 10,851 |
| 2 国庫支出金 | | 3,961 | 7,725 | 11,686 |
| | 1 国庫負担金 | 3,961 | 7,725 | 11,686 |
| 歳 入 | 合 計 | 17,800 | 7,766 | 25,566 |

2 歳 出

| 款 | 項 | 補正前の額 | 補正額 | 計 |
|---------|---------|---------|-------------|-------------|
| 3 諸支出金 | | 千円 1 | 千円 2,354 | 千円 2,355 |
| | 1 償還金 | 1 | 2,354 | 2,355 |
| 4 繰上充用金 | | 1 | 5,412 | 5,413 |
| | 1 繰上充用金 | 1 | 5,412 | 5,413 |
| 歳 出 | 合 計 | 17,800 | 7,766 | 25,566 |

専決第8号

専 決 処 分 書

一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成21年法律第41号）の公布に伴い、天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月天理市条例第25号）、天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年7月天理市条例第21号）、天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年3月天理市条例第22号）及び天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を改正する必要が生じたが、特に緊急を要するため議会を招集する時間的余裕がないことが明らかであると認め、地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分する。

平成21年5月29日

天理市長 南 佳 策

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等
の一部を改正する条例

天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例等の一部を次のように改正する。

(天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例の一部改正)

第1条 天理市議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（平成20年9月天理市条例第25号）の一部を次のように改正する。

附則を附則第1項とし、附則に次の1項を加える。

- 2 平成21年6月に支給する期末手当に関する第5条第2項の規定の適用については、同項ただし書中「「100分の160」と、」とあるのは、「「100分の145」と、」とする。

(天理市特別職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第2条 天理市特別職の職員の給与に関する条例（昭和29年7月天理市条例第21号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 6 平成21年6月に支給する期末手当に関する第7条の規定の適用については、同条ただし書中「「100分の160」と、」とあるのは、「「100分の145」と、」とする。

(天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例の一部改正)

第3条 天理市教育委員会の教育長の給与等に関する条例（昭和47年3月天理市条例第22号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

- 7 平成21年6月に支給する期末手当に関する第6条の規定の適用については、同条ただし書中「「100分の160」と、」とあるのは、「「100分の145」と、」とする。

(天理市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第4条 天理市一般職の職員の給与に関する条例（昭和44年3月天理市条例第4号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

(平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する特例措置)

- 9 平成21年6月に支給する期末手当及び勤勉手当に関する第20条第2項及び第3項並びに第21条第2項の規定の適用については、第20条第2項中「100分の140」とあるのは「100分の125」と、同条第3項中「「100分の140」とあるのは「100分の75」」とあるのは「「100分の125」とあるのは「100分の70」」と、第21条第2項第1号中「100分の75」とあるのは「100分の70」と、同項第2号中「100分の35」とあるのは「100分の30」とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。